

まいにち べんり  
毎日のくらしを便利に。  
さがし あぶり  
佐賀市のアプリ。

佐賀市を  
“もっと”好きになる

SAGA  
CITY

にほんご しほう  
やさしい日本語 市報さが  
さがし し  
佐賀市からの お知らせ

3月24日から  
4月6日まで

引っ越しシーズンの窓口案内



・月・火は 市役所に 来る人が 多いです。  
・午前10時頃までは 窓口に来る人は 少ないです。

【受付】

〇市民生活課 〇保険年金課

〇子ども家庭課

(児童手当、子どもの医療費のこと)

『まちネット』

人数が わかります。  
(本庁のみ)



	いつ	時間	手続きが できるもの
受付が長い 火曜日の 窓口	3月25日(火) 4月1日(火)	・午前8時30分から 午後7時まで	・証明発行 ・住所異動 ・国民健康保険
日曜日の 窓口	3月30日(日) 4月6日(日)	・午前9時から 午前12時まで ・午後1時から 午後4時まで	・子ども医療 ・児童手当 ・国民年金 ・後期高齢者医療

【3月4月は、窓口が とても多いです。市役所に 行かないで できる手続きが あります。】

市役所に 行かずに できる「転出」の手続き (佐賀市から 他の 市や町に 住所を 変える。)

〇オンラインで 転出の 手続き (マイナポータルアプリから)

・マイナンバーカードの 読み込みができる スマホや  
パソコンを 使います。



〇郵便で 転出の 手続き (届出の紙を 送ります。)

・市ホームページから ダウンロードします。



★転入・転居は 窓口で します。

(他の 市や町から 佐賀市に 住所を 変える、佐賀市内で 引っ越すとき。)

市役所に 行かずに 証明書が もらえます。

〇コンビニの マルチコピー機を 使います。

・・・住民票・印鑑証明書が 出せます。(窓口より 50円 安いです。)



〇オンラインで 申し込みます。

・・・スマートフォンで 申し込み、郵便で 受け取ります。

(クレジットカードで 払います。窓口より 150円 安いです。)

※マイナンバーカードを 使います。



◎問い合わせ

市民生活課

FAX0952・28・9188

☎0952・40・7081

✉shimin@city.saga.lg.jp

児童手当※の 手続きは しましたか

(※子どもを 育てている 家庭が もらえるお金)

○2024年10月分から 児童手当の 決まりが 変わりました。

手続きを していない人は 必ず してください。



■変わるところ

- ・もらえる人は 18歳に なった日から はじめの 3月31日まで。
- ・収入(=給料など)の 決まりは ありません。
- ・お金がもらえる月 … 2月、4月、6月、8月、10月、12月の 6回です。
- ・3人目からの 子どもは 1か月 30,000円に 増えました。

■もらえる お金 (1か月)

(2024年10月分から)

子どもの 年齢	ひとり目	ふたり目	3人目から
0歳から 3歳に なるまで	15,000円	15,000円	30,000円
3歳から 18歳に なった はじめの 3月31日まで	10,000円	10,000円	

■手続きが いる人

- ①収入(=給料など)の 決まりで もらっていない人
- ②16歳から18歳の 子どもを 育てていて お金を もらっていない人
- ③大学生(22歳)の 学費、生活費を 出していて、子どもが 3人より 多くいる人

■いつ

3月31日(月)まで

→ 2024年10月分からの お金が もらえます。

※4月1日(火)より 後は 手続きをした 次の月からの お金になります。

(2024年10月分からの お金は もらえません。注意してください。)

・申請書の紙は ホームページから ダウンロード します。

・郵便で 送るときは 市役所に 連絡して ください。 <わしくはこちら>



◎問い合わせ

子ども家庭課 児童手当制度改正コールセンター

☎0952・40・7267 午前9時から 午後5時まで (土日、祝日休み)

✉kodomo@city.saga.lg.jp

2024年度 佐賀市物価高騰対応 支援給付金のお知らせ

◎食べ物や 電気、生活に いるものの 値段が 高くなっています。  
 非課税世帯※(※収入が 少なくて 住民税を 払わなくてよい人)に 30,000円、  
 その世帯で 18歳から下の こどもが いる人に 20,000円(こども1人)を 渡します。

○お金をもらえる人

- ・2024年12月13日に 佐賀市に 住んでいて、家族全員が 2024年度の 住民税の お金が からない人 (非課税世帯※)
- ・非課税世帯で 18歳(2006年4月2日 生まれ)から 下のこどもが いる人

※2024年度の 住民税を 払う人が 家族全員の 生活費を 助けている世帯は もらえません。

○手続き

- ① 佐賀市から 「支給要件確認書」の封筒が 届きます。  
 (非課税世帯※) 水色 (こども) クリーム色



- ② 書いてある事を よく見ます。紙に書いて 市役所に 送ります。  
 2024年度 生活支援給付金 (100,000円)を もらった人には 通知書の はがきが 届きます。(中は見えません。)  
 ・銀行口座の 変更がない人は 手続きは いりません。

※①、②は マイナンバーカードで 電子申請も できます。

○いつまで

・非課税世帯(30,000円) → 5月30日(金)まで  
 ・こども加算 (20,000円) → 7月31日(木)まで  
 佐賀市役所 臨時窓口 (1階 市民ホール)  
 (月から金 午前9時から 午後5時まで 祝日休み。)

○受付・相談窓口

◎問い合わせ

佐賀市臨時給付金 コールセンター  
 ☎0952・27・8757 FAX0952・40・7246  
 (月から金 午前9時から 午後5時まで 祝日休み。)

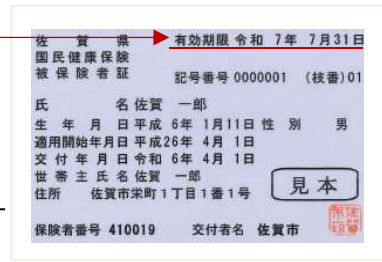
2024年度の 国民健康保険証は、書かれている 日にちまで 使えます

◎国民健康保険に **はいる・やめる** 手続きも してください

●佐賀市から **引っ越しをする** 学生

そのまま、佐賀市の 保険証を 使うときは その手続きを します。

- 手続きに いるもの
  - ・在学証明書 または 学生証の コピー
  - ・在留カード



●国民健康保険に **はいる・やめる** 手続き

①会社を やめて、国民健康保険に **はいる** とき

- 手続きに いるもの
  - ・会社の 健康保険資格喪失証明書 (健康保険を やめたことの 紙)
  - ・在留カード

※会社を やめても 続けて 使うことや 家族の 健康保険に 入ることも できます。  
(会社の 担当の人に 聞いて ださい。)

②会社の 社会保険に **はいる** とき

※必ず 手続きを します。(届出を しないと、国民健康保険税が かかります。)

- 手続きに いるもの
  - ・会社からもらった 資格確認書または 資格情報のお知らせ
  - ・国民健康保険証または 資格確認書
  - ・在留カード

＜わしくはこちら＞



●「資格確認書」を もらうこと

- ・新しく 国民健康保険に 入る。
- ・保険証を 失くしたとき。
- ・保険証に 書かれたこと(負担割合など)が 変わったとき。

- マイナ保険証を 持っていない人 → 「資格確認書」の カードが もらえます。
- マイナ保険証を 持っている人 → 「資格情報のお知らせ」が もらえます。

※病院に 行くときは 「資格確認書」または マイナ保険証を 見せます。

※保険証の 日にちが 7月31日の人には 「資格確認書」または 「資格情報のお知らせ」が 7月21日頃、届きます。

◎問い合わせ

保険年金課

☎0952・40・7272 FAX0952・40・7390

✉hoken@city.saga.lg.jp

＜市民相談＞ ◎予約・問い合わせ 市民生活課 市民相談コーナー ☎0952・40・7085

(月から金 午前9時から 午後4時30分まで 祝日休み)

・相談する日に 受け付けます。(午前8時45分 から 午後4時まで)

・相談が多い時は 抽選で 順番を 決めます。

■ところ 佐賀市役所 1階 市民相談 コーナー (本庁ビル 南玄関の ちかく)

相談内容	3月	時間
○人権・心配ごと 相談	4日・11日・18日・25日 (火)	午後1時30分から 午後4時30分まで
○土地建物 相談(家や土地のこと)	10日・24日(月)	午後1時30分から 午後4時30分まで
○行政相談 (国や 役所の 仕事のこと)	7日・14日・21日(金)	午後1時30分から 午後4時まで
○土地家屋調査士による 相談	17日(月)	午後1時30分から 午後4時30分まで
○行政書士 による 相談	28日(金)	午後2時から 午後4時まで

○法律相談 (=弁護士への 相談) 【ひとり20分の 相談。予約します。】

■相談 できる人 佐賀市に 住んでいる人 (1年に3回まで・直接 弁護士と 話します。)

■予約 相談したい日の 前の週、金曜午前9時から。  
窓口、電話、佐賀市公式LINE、ホームページから。

※予約 の時に、相談したい ことを 聞きます。交渉などは 相談できません。

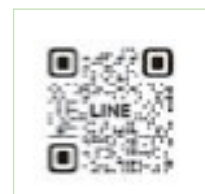


ところ	3月 (木曜)	時間
■佐賀市役所 本庁	6日	午前10時から 午前12時まで
	6日・13日・27日	午後1時30分から 午後3時30分まで
■川副支所	13日	午後1時30分から 午後3時30分まで

相談内容	3月(水曜)	時間
○税務相談	5日・19日	午後1時30分から 午後4時30分まで
○司法書士 による 相談	26日	午後1時30分から 午後4時30分まで

【ひとり30分の相談】 ※交渉などは 相談できません。

■予約 … 相談したい日の 前の週、木曜 午前9時から。  
(窓口、電話、佐賀市公式LINE、ホームページから)



わたし ことし もくひょう ひと にほんご しょうせつ よ わたし にほん せいかつ すうねんかん  
私の 今年の 目標の 一つは、日本語の 小説を 読むことです。私は 日本での 生活を 数年間  
けいけん いま にほんご しょうせつ よ にほん く まえ はじ よ おお か  
経験した今、日本語で 小説を 読むと、日本に 来る前に 初めて 読もうとしたときと 大きく 変わった  
かん  
ように 感じます。

しょうせつ よ おお ひと あたま なか えいが み いめーじ おも う  
小説を 読んでいるとき、多くの人は 頭の中に 映画を 見ているように イメージを 思い浮かべます。  
えいぞう えいが み ちが ページ か ことば たよ じぶん そうぞうりよく つく  
その映像は 映画を 見るときとは 違って、ページに 書かれた 言葉を 頼りに 自分の 想像力で 作り  
つく だ いめーじ ひとじしん じんせい けいけん ひと かんきょう み  
ます。作り出す イメージは、その人自身が 人生で 経験したこと、つまり、その人がいた 環境や 見たもの  
はんえい  
を 反映しています。

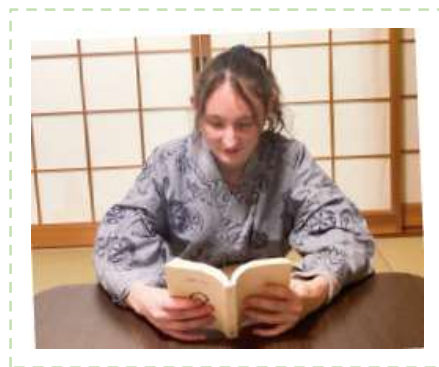
わたし にほん しょうせつ びょうしゃ ばしょ なじ よ  
私は 日本 の小説が 描写しているような 場所に あまり 馴染みがないにも かわらず、読もうと  
けいけん おも かせ たと えんがわ げんかん たんご よ にほん  
した 経験を 思い返すと おもしろいです。例えば、「縁側」や「玄関」とかいう 単語を 読むと、日本で  
じっさい めにするものとは かけ離れたものを 想像して いました。漠然と その言葉を 理解していても、  
すとーりー せいめい ふ こ つか めいかく しんしやう も いま  
ストーリーに 生命を 吹き込むのに 使えるほど 明確な 心象を 持って いませんでした。今になって、  
わたし おも う いめーじ どうじやう ばしょ さが い ばしょ えいきやう つよ う  
私が 思い浮かべる イメージで 登場する場所は、佐賀で 行ったことのある 場所の 影響を 強く 受け  
たと えんがわ で わたし さいしよ ある こうの おちゃや えんがわ さんこう はなし  
ています。例えば、「縁側」が 出てくると、私が 最初に歩いた 神野の 御茶屋の 縁側を 参考にして 話  
そうぞう  
を 想像します。

いま にほん ものがたり ほんかくてき じやうけい おも う  
今では、日本の物語でも より 本格的な 情景を 思い浮かべることが できるようになりましたが、  
にほんご よ えいご よ いま どくしやたいけん ちが  
それを 日本語で 読むのと 英語で 読むのとでは、今でも 読書体験は かなり 違ってきます。  
えいご よ あたま なか き げんご びょうしゃ かんきやう いっち ぼこく  
英語で 読むと、頭の中で 聞こえている 言語と 描写されている 環境が 一致していないからか、母国  
せいかつ えいきやう ふしぎ ま あ いめーじ  
での 生活と ここでの 生活の影響が 不思議と 混ざり合って イメージされます。

にほんじん みな がいこく ほん よ かんかく こうきしん  
日本人の 皆さんが 外国の本を 読んだとき どのような 感覚なのか、好奇心を そそられます！

こくさいこうりゅういん すてふ あにー まくういりあむず  
【国際交流員 ステファニー マクウィリアムズ】

おんせん あ どくしょ  
温泉上がりの読書



4月からの 新生活 契約トラブルに 気を付けて

◎新しい 生活には、家を 借りる、インターネットの 通信など 契約が とても 多いです。  
 契約を するとき、契約書(=決まりが 書いてある紙)を よく見て、分かった 後にして ください。

○家の契約を 続けること、引っ越すときは トラブル(=問題)が 起きないように します。

国が 決めた 家を借りることの 決まりを 読んでください。

○契約で わからない ことや トラブルは、すぐに 相談しましょう。



【不動産取引についての 相談】 ・佐賀県宅地建物取引業協会 ☎0952・32・7120  
 【消費生活 相談】 ・佐賀市消費生活センター (駅前中央1-8-32 アイスクエアビル1階)  
 ☎0952・40・7087(相談専用)午前9時から 午後4時まで (土日・祝日休み)

◎問い合わせ 生活安全課 消費生活センター ☎0952・40・7086  
 FAX0952・40・2050 ✉seikatsuanzen@city.saga.lg.jp

守りたい 未来があるから 火の用心

○火事に ならないように 3つの「する」と 2つの「しない」

- ・コンセントの 周りは ほこりを とります。
- ・電気器具を 正しく 使います。
- ・家に 火災警報器※を 付けます。  
 (※火事の 煙や熱を 音で 知らせる 器具)ブザー音が 鳴るか チェック します。
- ・寝るときの たばこや 吸った後は そのままにしない。(かならず 消して 片づけます。)
- ・外で物を 燃やすことや 火で 遊ばない。



※火事は 大切な 家族や家、命 を奪います。火事に ならないように 家族で チェックしましょう。

○春の 火災予防運動 3月1日(土)から7日(金)まで

◎問い合わせ 佐賀広域消防局予防課 ☎0952・33・6765 FAX0952・31・2119



編集

佐賀女子短期大学留学生  
 佐賀市役所 国際課

Phoo Wint San プー ウィン サン さん (ミャンマー)  
 ☎0952・40・7406 ✉kokusai@city.saga.lg.jp